

○現状

現在、市内では拠点避難所6か所と指定避難所24か所で、21,347人の避難者の受入れを可能とし、福祉避難所は市内の社会福祉施設等24か所や、市内2か所の特別支援学校と協定や覚書を交わし、要支援者への避難支援の協力を要請することとしています。

しかし、受入先と想定している施設や支援学校も被災し、避難者の受入れが困難となることも考えられます。

○指定避難所の基準

福祉避難所については、災害対策基本法施行規則に、災害対策基本法施行例による避難所の指定基準として、以下のように規定されている

- ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。と定義されています。

○基本的な指定要件

○施設自体の安全性が確保されていること。

- ・耐震性が確保されていること。【地震】
- ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。【土砂災害】
- ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。【水害】
- ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

○施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ・原則として、バリアフリー化されていること。

(内閣府:福祉避難所の確保・運営ガイドラインより)

○福祉避難所の指定

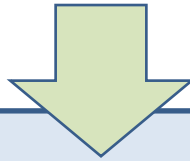
・地域交流センターともべ	友部駅前1-10	屋内面積:2,030㎡
・地域交流センターいわま	下郷4438-7	屋内面積: 947㎡
・かさまこども園	金井83-1	屋内面積:2,202㎡
・いなだこども園	稲田2151-1	屋内面積:1,329㎡
・笠間中学校 武道場	笠間2701	屋内面積: 708㎡

○今後の対応

- ・福祉避難所に関する情報を広く住民に周知を図る。
- ・施設管理者と連携して、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図る。
- ・関係団体や事業所等と連携し、災害時に人的支援を得られるよう連携を図る。
- ・要配慮者対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及を図る。

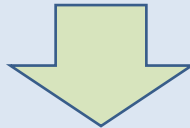


大規模災害の発生



避難所へ避難

家族・隣近所で助け合って
避難所へ避難



要援護者の状況を把握



福祉避難スペース

介助者等により
避難生活が
継続可能な人

避難所内のバリア
フリー等の一定の要件
が整ったスペース



対応・移送先を決定



社会福祉施設等に緊急入所
病院等に緊急入所

社会福祉施設等の入所者
常時医療的ケアを要する者



福祉避難所開設
福祉避難所へ移送

入院・入所には至らない
程度で、専門性の高い
介助が必要な人等